

令和6年度 特定教育・保育施設確認監査の結果一覧

(1) 確認監査を実施した事業者数

監査実施年度	所轄事業者数 (年度末時点)	確認監査 実施事業者数
令和5年度	20	2
令和6年度	20	3

(2) 令和6年度確認監査の項目別の指摘事項・注意事項の件数一覧

※指摘事項：改善報告を求める文書レベル

注意事項：改善報告を求めない口頭レベル

(単位：件)

項 目	指導区分	指摘	注意
1 基本方針（一般原則）			
2 利用定員			
3 内容及び手続の説明及び同意		1	1
4 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）			
5 私立保育所の委託拒否の禁止			
6 定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考			
7 教育・保育提供困難時の対応			
8 市町村が行うあっせんへの協力			
9 利用調整への協力			
10 受給資格等の確認			
11 支給認定の申請に係る援助			
12 子どもの心身の状況等の把握			
13 小学校等との連携			
14 教育・保育の提供の記録			
15 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。）			3
16 施設型給付費等の額に係る通知等			
17 特定教育・保育の取扱方針			1
18 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）			1
19 相談及び援助			
20 緊急時等の対応			
21 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）			
22 運営規程			2
23 勤務体制の確保等			
24 定員の遵守			
25 掲示			2
26 差別の禁止			
27 虐待等の禁止			
28 懲戒に係る権限の濫用禁止			
29 秘密保持、個人情報保護			3
30 情報の提供等			
31 利益供与等の禁止			
32 苦情への対応			1
33 地域との連携等			
34 事故発生の防止及び発生時の対応			
35 会計の区分			
36 記録の整備			1
37 特利用保育・教育の基準			
38 加算			1
合 計		1	16

(3) 令和6年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意
3 内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書が作成されていませんでした。特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対して重要事項説明書を交付し、説明を行い、同意を得る必要がありますので、改善してください。	1	
	重要事項説明書の開所日の記載が、「月曜日～金曜日」となっていました。土曜日は原則開所の取扱いとなりますので、重要事項説明書上の開所日は「月曜日～土曜日」としてください。 毎年度、保護者に土曜日の利用希望者がいないか確認をして閉所するかどうかを決定してください。なお、利用希望がなく土曜日を閉所とする際には、別途保護者へ周知が必要となりますので、注意してください。		1
1 5 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。）	利用者負担の徴収について、実費徴収の金額を明らかにした書面を保護者に対して交付していませんでした。実費徴収の支払いを求める場合は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行う必要がありますので、改善してください。		1
	利用者負担の徴収について、絵本代が運営規程や重要事項説明書に記載されていませんでした。絵本業者へ全額納入する場合であっても、園で徴収している場合は、実費徴収分として運営規程等へ追加記載してください。		1
	利用者負担の徴収について、領収証が発行されていませんでした。実費徴収の支払いを受けた場合は、保護者へ領収証を交付してください。		1
1 7 特定教育・保育の取扱方針	令和6年度の年間指導計画が作成されていませんでした。幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行うためにも、年間指導計画を作成してください。		1
1 8 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	第三者評価が実施されていませんでした。 よりよい保育の提供が行えるよう、評価の実施に努めてください。		1
2 2 運営規程	運営規程の記載内容が実態に即していませんでした。実態に合わせて改正してください。 ・利用定員 ・職員の員数 ・利用者負担その他の費用		2
2 5 掲示	重要事項について、施設に掲示されていませんでした。保護者等が確認できるように、施設の見やすい場所に掲示してください。		1
	入園に関する重要事項について、インターネット上で公開するように検討してください。		1
2 9 秘密保持、個人情報保護	職員及び職員であったものが、正当な理由無く、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。		1
	小学校や他の機関に対して子どもに関する情報を提供することについて、保護者の同意を得てください。		2
3 2 苦情への対応	苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録してください。		1
3 6 記録の整備	特定教育・保育の提供に関する記録等について保管状況が適切でないものがありました。氏名やその他個人情報の記載されている記録を園外に持ち出すことや、個人で管理することは望ましくありませんので、注意してください。		1
3 8 加算	【主任保育士専任加算】 保育日誌において主任保育士が担任として位置づけられている事例が確認されました。 主任保育士専任加算の算定要件は、主任保育士が指導計画の立案に専任できるようにするため、「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置することが要件であり、主任保育士等がクラス担当等を兼務することは適当ではありませんので、改善してください。 ※ただし、担任保育士が休んだ場合に代理として保育を行うことは可能です。		1